令和6年度 少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程について (お知らせ)

令和5年10月13日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審查室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第3条第1 項第5号に規定する少量新規化学物質の製造・輸入の確認を受ける場合は、**以下①~③**の いずれかの方法により、必ず受付期間内に申出書類を提出いただく必要があります。

電子申出

【e-Gov を通じたオンライン申請】

② 光ディスクによる申出【郵送(送付先:経済産業省)】

③ 書面による申出 【郵送(送付先:環境省)】

令和6年度における申出書類の受付日程について、次のとおりお知らせします。

1. 申出書類の受付日程について

申出方法によって申出書類の受付期間が異なります。また、光ディスクや書面による 申出は受け付けていない回もありますので、ご注意ください。

	申出方法	申出書類の受付期間	確認(不確認) 通知書 到達予定日
第1回	電子	令和6年1月15日 (月) ~ 1月22日 (月) ◎できるだけ1月19日 (金) まで、お早めに提出 してください。	令和6年
	光ディスク	令和6年1月15日(月)~ 1月19日(金)	3月25日まで
	書面	令和6年1月15日(月)~1月18日(木)	
第2回	電子	令和6年4月1日(月) ~ 4月5日(金)	5月17日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第3回	電子	令和6年5月2日(木) ~ 5月10日(金)	
	光ディスク	受け付けておりません。	6月18日頃
	書面		
第4回	電子	令和6年6月3日(月) ~ 6月7日(金)	
	光ディスク	令和6年6月3日(月) ~ 6月6日(木)	7月17日頃
	書面	令和6年6月3日(月) ~ 6月6日(木)	

第5回	電子	令和6年7月1日(月) ~ 7月5日(金)	
	光ディスク	受け付けておりません。	8月9日頃
	書面	文の刊ので409よど70。	
第6回		受け付けておりません。 ^(※1)	8月30日頃
第7回	電子	令和6年9月2日(月) ~ 9月6日(金)	
	光ディスク	令和6年9月2日(月) ~ 9月5日(木)	10月17日頃
	書面	令和6年9月2日(月) ~ 9月5日(木)	
第8回	電子	令和6年10月1日(火) ~ 10月7日(月)	
	光ディスク	受け付けておりません。	11月12日頃
	書面		
第9回	電子	令和6年11月1日(金) ~ 11月8日(金)	
	光ディスク	受け付けておりません。	12月12日頃
	書面		
第 10 回	電子	令和6年12月2日(月) ~ 12月6日(金)	
	光ディスク	令和6年12月2日(月) ~ 12月5日(木)	令和7年
	書面	令和6年12月2日(月) ~ 12月5日(木)	1月16日頃

^(※1)第6回は、新規の申出の受付は行わず、第5回までに受け付けた用途証明書の添付のない申出 (第6回以降の確認が留保されているもの)に対する確認のみを行います。

2. 注意事項

(1) 電子申出を初めて行う際には、事前に「申出者コード」の取得手続を行ってく ださい。

- ・電子申出には、「申出者コード」(5桁の ID) が必要となります。電子申出を初めて行う際には、事前に電子情報処理組織使用開始申出書(様式第 15) を提出してください。
- ・様式第 15 は、随時受け付けていますが、受付締切日を設けております。具体的な 日程(*2)や手続方法は、以下のホームページから確認してください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html (※2)第1回に向けた様式第 15 の提出期限は<u>令和5年 12 月8日 (金)</u>です(申出者コードの 到達見込みは**令和6年1月 10日 (水) 頃**の予定です。)。

・申出者コードは法人に対して付与されるもので、基本的に一度取得したら更新の必要はなく、以降の電子申出でも引き続き使用できます(途中、連絡担当者が変更になっても、申出者コードは変わらず使用できます。)。また、低生産量新規化学物質の製造・輸入に係る電子申出、中間物等の製造・輸入実績に係る電子報告においても、同じ申出者コードを使用できます。

(2) 申出書は、受付期間が到来したらすぐに提出できるよう、事前の準備をお願い します。

- ・電子申出において、申出書類を送信しようとした際に不慮の通信トラブルに見舞われ、締切直前であったために受理できなかったケース等もありますので、電子申出は、受付締切日の1~2日前までに行っていただくことをお勧めします。
- ・光ディスクによる申出及び書面による申出については、簡易書留又は書留での郵送 (受付締切日の消印有効)にて、お早めに提出いただくようお願いします。

(3) 新規化学物質の製造・輸入は、原則として、確認通知書を受領してから可能となります。

・ただし、第1回のみ、令和6年4月1日以降に製造・輸入を開始してください。

(4) 電子申出に当たり、必ず、最新バージョン(ver7.03)の申出システムを利用して 申出書を作成してください。

- ・申出書の作成を行う申出システムは、令和5年4月に ver7.03 にバージョンアップされています。第1回の申出から、旧バージョン (ver7.02以前) による申出書を受け付けることはできません。申出システムを最新バージョンに更新いただき、申出書を作成してください。更新方法の詳細は、以下のホームページを参照してください。
 - ○経済産業省「申出システム」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical management/kasinhou/todoke/offersystem ver7-0.html

3. 参考資料

少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る手続の詳細は、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「少量新規化学物質の申出」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical management/kasinhou/todoke/shinki shoryo index.html

4. 翌年度の受付日程の公表時期について

「令和7年度 少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程について」のお知らせは、令和6年10月中を目途に公表する予定です。

5. お問合せ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

■ 少量新規化学物質申出制度・申出手続全般に関するお問合せ

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(電話) 03-5253-1111 (内線 2428)

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

(お問合せ専用メールアドレス)

bzl-shoryoshinki-system@meti.go.jp

※電子メールの件名は『少量新規申出に関する問合せ(***株式会社)』(注:括弧内には お問合せ者の会社名等を記載)としてください。

また、本文には、質問内容に加え、お問合せされる方の会社名・所属・氏名、電話番号、 連絡希望時間帯(問合せ日を含め3営業日以内でお電話が受け取れる時間帯)を必ず記載 してください。

(電話) 03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253

■ 用途分類、構造式ファイル(MOL ファイル)の作成方法に関するお問合せ

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター (お問合せフォーム)

- ○**構造式ファイルについて**(化学物質同定課) https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/syouryou/syouryouForm.html
- ○用途分類について(リスク評価課)

<u>https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/toiawase/informationForm.html</u>
※お問合せ分類は、「7. 用途分類についてのお問合せ」を選択してください。